

令和4年度
JAS構造材実証・転換実証支援事業のうち
転換実証支援事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

事業の趣旨・概要

■ 事業の趣旨

令和3年、木材の輸入量の減少等により価格は高騰し、ウッドショックと呼ばれる事態が発生しました。さらにロシアによるウクライナ侵攻も加わり事態の長期化が見込まれ、輸入材への依存度が高かった木材の不足を代替できるもので補っていく必要があります。

本事業は、調達が困難になった横架材、羽柄材について、設計・施工上の工夫を通じて品質・性能の確かなJAS製品への転換を促し、その成果を普及するものです。

■ 事業の概要

本事業は、構造計算を要する3階建ての住宅、若しくは延べ床面積500㎡以上の住宅を対象に、横架材・羽柄材にJAS材を活用していただくことを要件に、住宅全体に使用したJAS材の調達費の1/2相当額等を支援するものです。その際、設計や施工時に行った工夫を提出していただきます。

全木連の補助事業における位置づけ

建築用木材の転換促進支援

○要件

横架材・下地材・面材において、ロシア材を国産材等へ転換等

○助成対象

横架材、下地材、面材の材積×2.7万円

CLTの材積×6.6万円

設計費の1/2

JAS転換実証支援事業

○要件

横架材、羽柄材にJAS材を使用等

○助成対象

横架材、羽柄材、JAS構造材の材積×6.6万円

CLTの材積×14万円

設計費の1/2

青破線は、
床面積が500㎡
以上が対象

JAS構造材実証支援事業(公募締め切り)

○要件

主要構造部にJAS構造材を使用等

○助成対象

JAS構造材の材積×6.6万円

CLTの材積×14万円

戸建住宅	集合住宅	非住宅
4階以上	4階以上	4階以上
3階	3階	3階
2階	2階	2階
1階	1階	1階

※対象: 木造、木造とその他の構造の混構造
: 新築、増築、改築いずれも対象

詳細な要件や助成対象については、それぞれの事業の公募要領を御確認ください。

1) 事業申請(事業へのエントリー)＜様式第1号＞

募集受付期間 令和4年7月19日 ～ **令和4年8月19日(必着)**
※予算の都合で期日前に締め切る場合があります。

2) 助成金交付申請(使用したJAS構造材等に応じた助成金の申請)＜様式第6号＞

申請受付期間 ～ **令和4年11月30日(必着)**

JAS構造材実証・転換支援事業のうち
転換実証支援事業

- 1 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
目視等級区分構造用製材(乾燥処理を施した表示が付されたもの。以下「目視等級製材」)
- 2 枠組壁工法構造用製材 及び
枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
- 3 直交集成板(以下「CLT」)
- 4 構造用集成材
- 5 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
- 6 構造用合板
- 7 構造用パネル

本事業では、横架材、羽柄材又は2×4住宅において、以下のJAS材に転換することを要件とします。

1. 横架材(梁、桁、床梁、胴差、小屋梁など(土台は除く。))

- ・機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材
- ・構造用集成材
- ・構造用単板積層材

2. 羽柄材(間柱、根太、筋かい、胴縁・野縁、垂木、貫など)

- ・1の木材製品
- ・下地用製材
- ・造作用製材
- ・造作用集成材
- ・造作用単板集積材
- ・接着たて継ぎ材

JAS製品

※羽柄材は、横架材の転換を行うことが要件です。

3. 2×4工法住宅

- ・桝組壁工法構造用製材及び桝組壁工法構造用たて継ぎ材

本事業は、施工実証と設計実証のメニューがあり、支援の対象となるのはそれぞれ以下の要件を満たした事業者となります。

1. 共通事項

- ・実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できること。
- ・実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力を持っていること。
- ・独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていないこと
- ・反社会的勢力でないこと

2. 施工実証

- ・建設業法の建築工事業、又は大工工事業の許可を受けていること
- ・建築確認申請又は建築工事届で施工者と確認できること、又はその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

3. 設計実証

- ・都道府県知事の登録を受けた建築士事務所であること

転換実証事業を3棟以上申請する者は、3棟目の事業申請をするまでに、以下の条件を全て満たす必要があります

- クリーンウッド法に基づき同法の登録実施機関から登録を受けること
- 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・木材SCM支援システム「もりんく」に会社として登録・情報掲載していること
 - 又は
 - ・山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者と共同申請すること

(※) 同一物件で施工実証と設計実証を行った場合も1棟とカウントします。

(※) 宣言事業者の参考：<https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou1/>

申請の上限について

転換実証事業に申請できる上限は、一者当たり5棟とします。

本事業の対象は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請又は建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件とする。

- ア) 建築主が国でないこと
- イ) 居住専用住宅又は事業用併用住宅(木造と木造以外の構造の混構造含む。)で、**地上3階建てのもの、若しくは延べ床面積が500㎡以上のもの**(「建築確認申請の区分による助成対象物件建築物」を参照)
- ウ) **建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物(地方公共団体の財源による単独事業であることが資料等により確認できる場合の助成は可)であること**
- エ) 新築及び増改築する助成対象の床面積(非木造部分を除く。)が10㎡を超える建築物であること
- オ) JAS構造材等を使用し、規定の要件(P10)を満たす建築物であること
- カ) JAS材に転換するための工夫を事業申請書、交付申請書に記載すること
- キ) 建築確認申請又は建築工事届を提出したもの
- ク) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物であること
- ケ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出すること

1. 施工実証

(1) 横架材及び羽柄材

- ① 横架材をJAS 構造材に全て又は一部を転換することが要件。
- ② ①を満たしたとき、羽柄材については、JAS構造材又はその他のJAS材に全て又は一部を転換することで助成対象とする。
※羽柄材のみの転換は助成対象とならない。
- ③ ①を満たしたとき、横架材、羽柄材以外の柱、壁等に使用したJAS構造用合板や構造用パネル、CLTも助成対象に含める。

(2) 2×4工法

- ① 全て又は一部に枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材を使用することが要件。
- ② ①を満たすとき、壁等に使用したJAS構造用合板や構造用パネル、CLTを助成対象に含める。

助成対象の木材

(1) 横架材及び羽柄材

- ① 横架材の全て
- ② 羽柄材にJAS材を使用した場合は羽柄材の全て
- ③ 上記以外に使用したJAS材のほか、CLT、JAS構造用合板、JAS構造用パネル

(2) 2×4工法

- ① 枠組材の全て
- ② 使用したCLT、JAS構造用合板、JAS構造用パネル

※(1)と(2)の併用は可能です。

助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち一番低い額になります。

JAS構造材の区分		(1) 事業申請時算出額 ① + ② + ③	(2) 交付申請時算出額 ① + ② + ③	(3) 実際の調達費 ① + ②
ア 横架材 羽柄材 枠組材 その他JAS構造材（以下のイ～エを除く。）	助成単価 66,000円/m ³	使用予定の助成対象木材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	使用した助成対象木材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	調達費（実績）の合計額①
イ CLT	助成単価 140,000円/m ³	使用予定のCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	使用したCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	
ウ 構造用合板	調達費で算出	調達費（見積）の1/2の金額③	調達費（実績）の1/2の金額③	
エ 構造用パネル				調達費（実績）の1/2の金額②

1棟当たり1,500万円を上限とする。

2. 設計実証

- ・助成対象物件のうち木造部分に関する設計費
(令和3年12月20日以降に設計契約を締結したもの。
なお、設計実証のみの取組でも期間内に建て方を終了することが必要)

助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち一番低い額になります。

(1) 事業申請時算出額	(2) 交付申請時算出額	(3) 設計費の上限額
設計費（見積）の1／2の金額	設計費（実績）の1／2の金額	木造部の床面積 ×12,700円×1／2 の金額

- ・同一物件で施工実証と設計実証を申請する場合は、それぞれ算出した金額の合計額とする。
ただし、それぞれの上限額は超えないものとする。

○調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

（事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。）

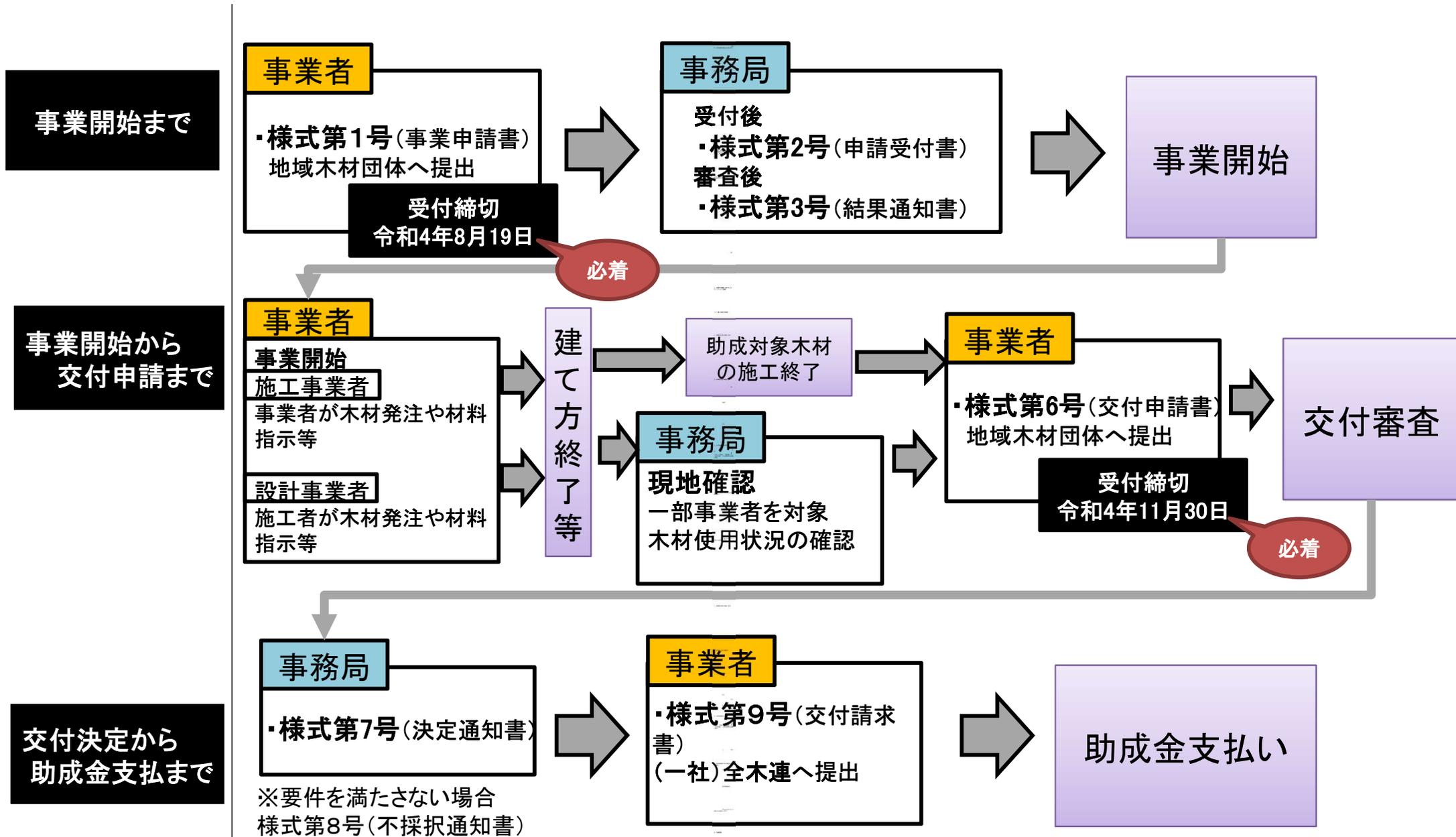
- ・値引き額は、値引き対象となる全ての項目に金額割合で按分します。
- ・加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

○加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- ・運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

- 手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する …… P9
- 手順② 建築物を助成対象とするための条件及び助成対象の木材を確認する …… P10、P11
- 手順③ 助成金額の計算方法を確認する …… P12、13
- 手順④ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費について確認する …… P14

申請の流れ



○施工実証について

全木連からの審査結果通知書（様式第3号）の日付以前に発注された木材は、助成対象にできませんのでご注意ください。

○設計実証について

令和3年12月19日以前に契約締結したものは、助成対象にできませんのでご注意ください。

■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■ 提出物

(1) 施工実証

① 転換実証事業申請書

様式第1号、別添、別紙1、別紙2(施主への確認・同意書)

② 見積書(助成対象木材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)及び助成金算定表(エクセルデータ)

③ 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し

④ 建築確認申請書のコピー(受付印があること)

⑤ 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等

⑥ 申請者が委譲を受けた者の場合、委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料(契約書等)

⑦ 申請数が3件以上の事業者は、

・クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録

証のコピー

・事業者は、「もりんく」の登録情報又は安定供給協定の締結等に関する資料及び共同申請

⑧ 助成金振込先の銀行口座情報

(2) 設計実証

上記の(1)の②については、設計見積書等、③については、建築士事務所の登録の写し、④については、令和3年12月20日以降に設計契約等を締結したことを証明する資料とするほかは(1)に準ずる。

様式第1号

令和 年 月 日

転換実証事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名(共同申請の場合は代表会社)
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、転換実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件における(施工実証・設計実証)において、必要な資料を添えて転換実証事業に申請します。

※括弧の中は該当するものに○を付けてください。

記

1. 申請者の概要(該当するメニューについて記載)

(1) 施工実証の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax: E-mail:
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式第1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり
4. 宣言事業者である場合は宣言事業者No.	
宣言事業者No:	

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計実証の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax: E-mail:
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式第1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり
4. 宣言事業者である場合は宣言事業者No.	
宣言事業者No:	

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

受付締切
令和4年8月19日(必着)

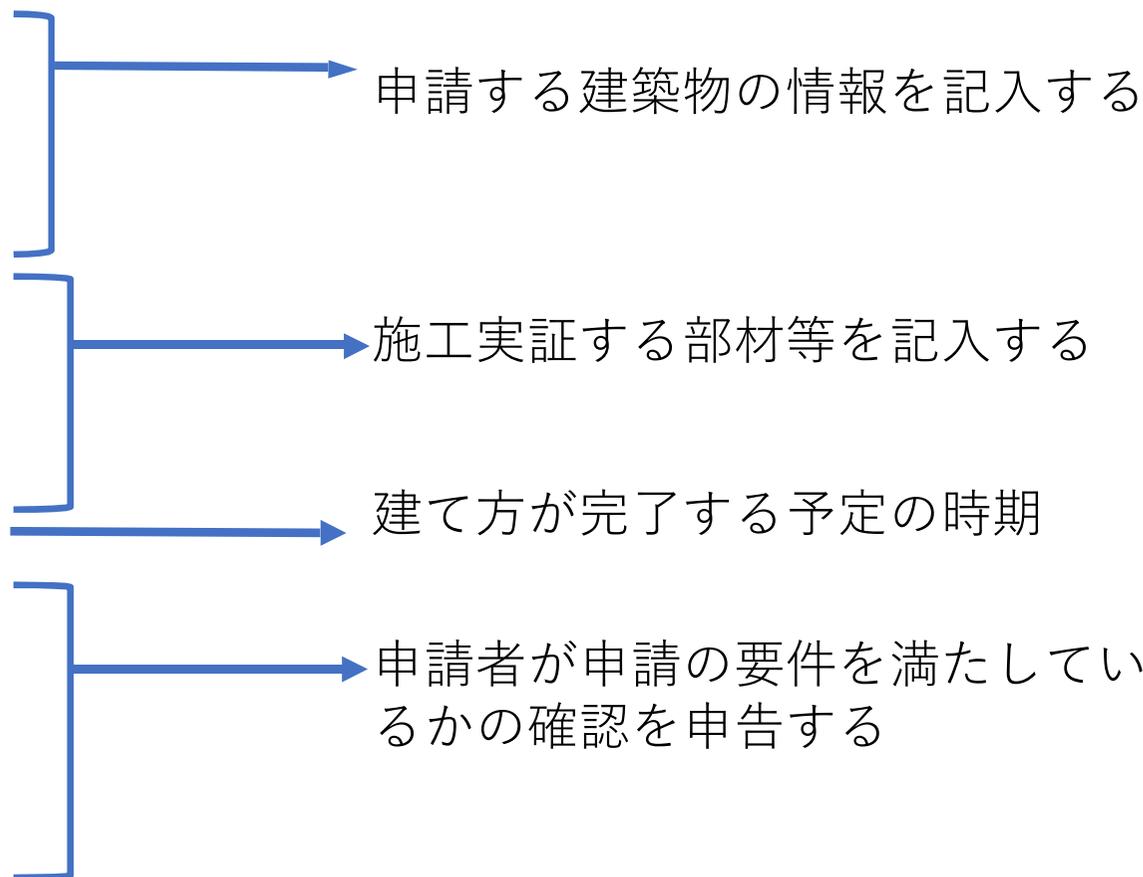
1. 施工実証

別添

転換実証事業申請書付属資料

1. 施工実証	
1. 事業番号	申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）
2. 事業者名	
3. 物件名	
4. 物件の住所	
5. 建築確認申請の物件の用途	
用途番号:	用途:
6. 物件の階数	
	地上3階建 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>
7. 延べ床面積	
	建築確認申請の延べ床面積 m ²
8. 施工実証する部材・構法	
	<input type="checkbox"/> 横架材 <input type="checkbox"/> 羽柄材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法の枠組材
	※施工実証を行うすべての部材・構法の種類に☑を入れる。
9. 施工実証する物件	
ア 物件別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築
イ 助成対象面積（木造部分）	m ²
ウ 工事請負契約年月日	令和 年 月 日
10. 施工実証する物件の建て方完了予定月	
	令和 年 月 旬ころ
	<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下
11. 申請の要件を満たす確認情報	
(1) 施工実証（第4の1関係）	
ア 建設業法の建築工事業又は大工工事業の許可を受けています	<input type="checkbox"/> はい
イ 建築確認申請の施工者又は施工者から委託を受けた施工者です	<input type="checkbox"/> はい
(2) 共通（第4の3関係）	
ア 交付規程別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し事業を的確に実施できる能力を有しています	<input type="checkbox"/> はい
イ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。	<input type="checkbox"/> はい
ウ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません	<input type="checkbox"/> はい
エ 反社会的勢力ではありません	<input type="checkbox"/> はい

次頁につづく



1. 施工実証

○ 3棟以上申請する場合は、次欄も記載する。

(1) クリーンウッド法登録番号: _____ 登録年月日: _____ 年 月 日

(2) ①木村SCM支援システム「もりんく」の登録者

②安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

※(1)は必須かつ(2)は①、②のいずれか該当する項目に☑を入れ、該当することを証明する資料を添付する。

12. 転換の取組の詳細

(1) 部材の転換

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材等	転換前の樹種・製品の種類・サイズ※	転換後使用したJAS構造材等の種類・樹種・サイズ※
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 羽柄材		
<input type="checkbox"/> 2×4工法構造用製材		

※: サイズには代表的な断面寸法を記載

イ 添付書類について

部材転換がわかる書類 (過去の施工物件の木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)

(2) 工法の転換

転換前の工法	転換後の工法
	<input type="checkbox"/> 工法の転換はしない
	<input type="checkbox"/> 横架材、羽柄材を用いた () 工法
	<input type="checkbox"/> 2×4工法

3棟以上申請する場合は記入する

施工実証する部材等を記入する

記入例

「JAS構造材、RW集成材105×105×4m
→JAS構造材、スギ機械等級製材105×120×4m」

部材転換がわかる資料を添付する

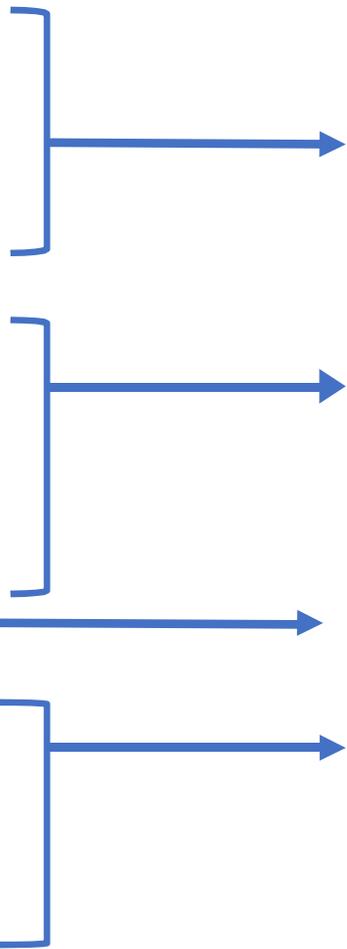
(過去の施工物件については、令和元年度～令和2年度に実施したものを添付。又は、本事業への申請にあたり、JAS材を使用するものに部材転換した場合は、転換する前の資料でも良い。)

2. 設計実証

2. 設計実証

1. 事業番号	申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）		
2. 事業者名			
3. 物件名			
4. 物件の住所			
5. 設計実証する物件の用途	用途番号： 用途：		
6. 物件の階数	地上	階	地下 階
7. 延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積		m ²
8. 転換に取り組む部材・構法	<input type="checkbox"/> 横架材 <input type="checkbox"/> 羽柄材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法の枠組材 <small>※設計実証で検討しているすべての部材・工法の種類に☑を入れる。</small>		
9. 設計実証する物件	ア 物件別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 イ 助成対象面積（木造部分） m ² ウ 設計契約年月日 令和 年 月 日		
10. 設計実証する物件の建て方完了予定月	令和 年 月	<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	旬ころ
11. 申請の要件を満たす確認情報	(1) 設計実証（第4の2関係） 建築士法の建築士事務所の登録を受けています <input type="checkbox"/> はい (2) 共通（第4の3関係） ア 交付規程別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し 事業を的確に実施できる能力を有しています <input type="checkbox"/> はい イ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理 体制及び処理能力を有しています。 <input type="checkbox"/> はい ウ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けて いません <input type="checkbox"/> はい エ 反社会的勢力ではありません <input type="checkbox"/> はい		

次頁につづく



申請する建築物の情報を記入する

施工実証する部材等を記入する

建て方が完了する予定の時期

申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告する

2. 設計実証

○ 3棟以上申請する場合は、次欄も記載する。

(1) クリーンウッド法登録番号: _____ 登録年月日: _____ 年 月 日

(2) ①木材SCM支援システム「もりんく」の登録者
 ②安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

※ (1)は必須かつ(2)は①、②のいずれか該当する項目に☑を入れ、該当することを証明する資料を添付する。

12. 転換の取組の詳細

(1) 部材の転換

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材等	転換前の樹種・製品の種類・サイズ※	転換後使用したJAS構造材等の種類・樹種・サイズ※
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 羽柄材		
<input type="checkbox"/> 2×4工法構造用製材		

※: サイズには代表的な断面寸法を記載

イ 添付書類について
 部材転換がわかる書類 (過去の施工物件の木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)

(2) 工法の転換

転換前の工法	転換後の工法
	<input type="checkbox"/> 工法の転換はしない
	<input type="checkbox"/> 横架材、羽柄材を用いた () 工法
	<input type="checkbox"/> 2×4工法

3棟以上申請する場合は記入する

設計実証する部材等を記入する

記入例

「JAS構造材、RW集成材105×105×4m
 →JAS構造材、スギ機械等級製材105×120×4m」

部材転換がわかる資料を添付する

(過去の設計物件については、令和元年度～令和2年度に実施したものを添付。又は、本事業への申請にあたり、JAS材を使用するものに部材転換した場合は、転換する前の資料でも良い。)

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

別紙1 助成対象木材の明細

※着色のあるセルは自動計算されますので入力・加工等しないでください。

1. 木材使用量 単位: m³ (小数点以下切り捨て 整数止め)

区分	総量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量*	m ³	m ³

* 申請物件に係るすべての木材使用量 (ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。) を記入。

2. 助成対象となる木材

助成対象木材	転換の有無	木材使用量
1. 構架材	<input type="checkbox"/>	m ³
2. 羽柄材	<input type="checkbox"/>	m ³
3. 2×4製材	<input type="checkbox"/>	m ³
4. 直交集成板 (CLT)		m ³
5. 構造用合板		m ³
6. 構造用パネル		m ³
7. JAS構造材 (1-6を除く)		m ³
助成対象木材使用量計		m ³

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 施工実証算定額 単位: m³ (小数点以下5位切り捨て) 円

助成対象木材	使用材種	単価	材積×単価	単価による金額計①	①+②
構架材					
羽柄材					
2×4製材					
上表7のJAS構造材					
小計		66,000			
直交集成板 (CLT)			140,000		
調達費による金額	調達費の予定額				調達費の 1/2②
助成対象木材	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	
構造用合板					
構造用パネル					
小計					

調達費は、調達費算定表の「事業申請出力結果」シートの「調達費内訳」から転記する。

値引き額は、正の値 (マイナスをつけない数字) で入力する。

(2) 設計実証算定額

全体面積 (A)	うち木造部の床面積 (B)	全体設計費 (C)	③助成額 (B/A×C×1/2)
m ²	m ²	円	円

注: 設計費には建築物全体の設計費 (意匠設計・構造設計) を入力する。

(3) 上限額

ア 施工実証	15,000,000 円/棟
イ 設計実証	m ² あたり単価 12,700 円×1/2

(4) 事業申請時に算定する助成金額

3 (1) 算定表の①+②及び (2) ③で算出した額。ただし (1) (2) の項目において上限額を超える場合は、上限額を用いて計算の上、記入する。

円
(千円未満切り捨て)

→ 使用する全ての木材の材積を記入する

→ 助成対象となる木材の種類別の転換の有無と木材使用量を記載する。

→ 構造用合板と構造用パネルについて「調達費算定表」により算出した調達費を木材費、木材加工費、運搬費に分けて記入する

→ (1) の算定額を千円未満切り捨てで転記する。ただし (3) の上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

別紙2

転換実証事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称:

代表者氏名: 様

(建築主の住所・氏名等)

住所:

氏名: (印)

建築物の名称: _____

1. 事業申請者が転換実証事業に事業申請する上記建築物について、建築物の基礎より上部の躯体部分において、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

また、受けた場合には速やかに全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」 「いいえ」

なお、以下の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金、助成金等が含まれていないことを当該補助金、助成金等の交付の主体が作成した資料により確認しています。

補助金等名: _____ 補助金等の交付の主体 _____

2. 1に反して、国庫補助を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」 「いいえ」

3. 転換実証事業を利用して建築した建築物について、全木連が建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」 「いいえ」

4. 全木連が必要に応じて、転換実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」 「いいえ」

※ 「はい」、「いいえ」のどちらかにチェックを入れてください。

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する補助金の利用の有無を確認していただくとともに、転換実証事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意いただいた**確認及び同意書**（本様式に建築主が記入し**署名・押印**したものを）を**事業申請者あて**に提出していただき、事業申請者はその**写しを全木連に提出**する。（原本は事業申請者が保管しておく。）

様式第1号 (共同申請)

共同申請者

連絡①

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連絡②

事業者名

代表者職名・氏名

共同申請者

連絡③

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連絡④

事業者名

代表者職名・氏名

共同申請者

連絡⑤

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連絡⑥

事業者名

代表者職名・氏名

1 施工実証と設計実証を共同で申請する場合

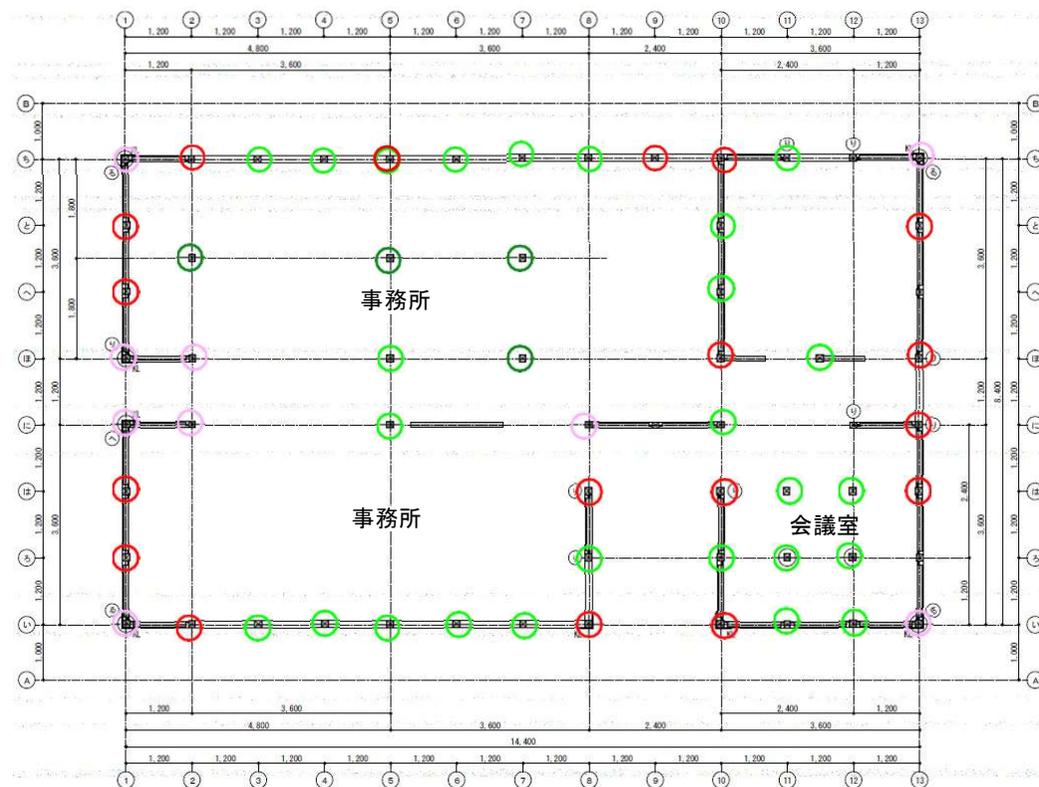
2 3棟以上申請する事業者で安定供給協定の締結による場合は、JAS構造材等の生産者と本様式により共同申請してください。

④申請物件の助成対象となるJAS構造材及びJAS製品が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等 (転換したJAS構造材等を図示)

<軸組工法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)

○ JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90

○ JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ1級 SD20



— JAS構造材：構造用パネル

▨ JAS構造材：構造用合板

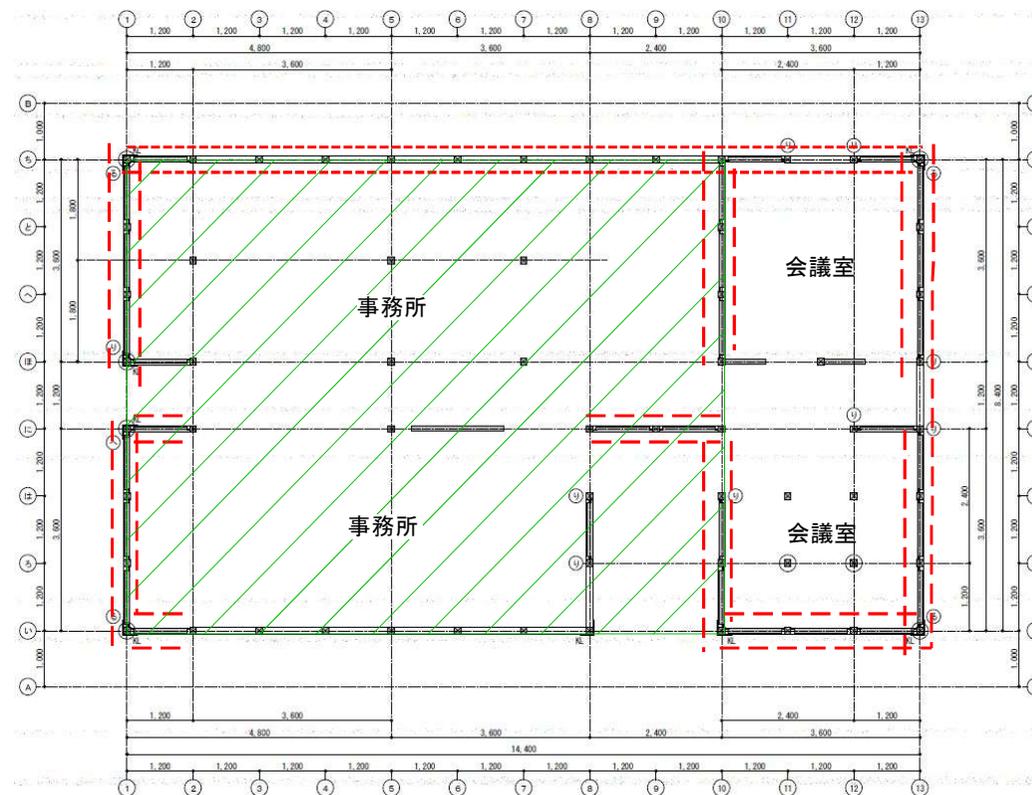


図 軸組工法等の平面図の例

I : 事業申請 : 提出図面 (梁伏せ図の場合)

- JAS構造材 : 機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材 : 目視等級製材 ヒノキ1級 SD20
- JAS構造材 : 構造用LVL 120E-320F
- JAS構造材 : スギ集成材E105-F255
- JAS構造材 : カラマツ集成材E105-F300

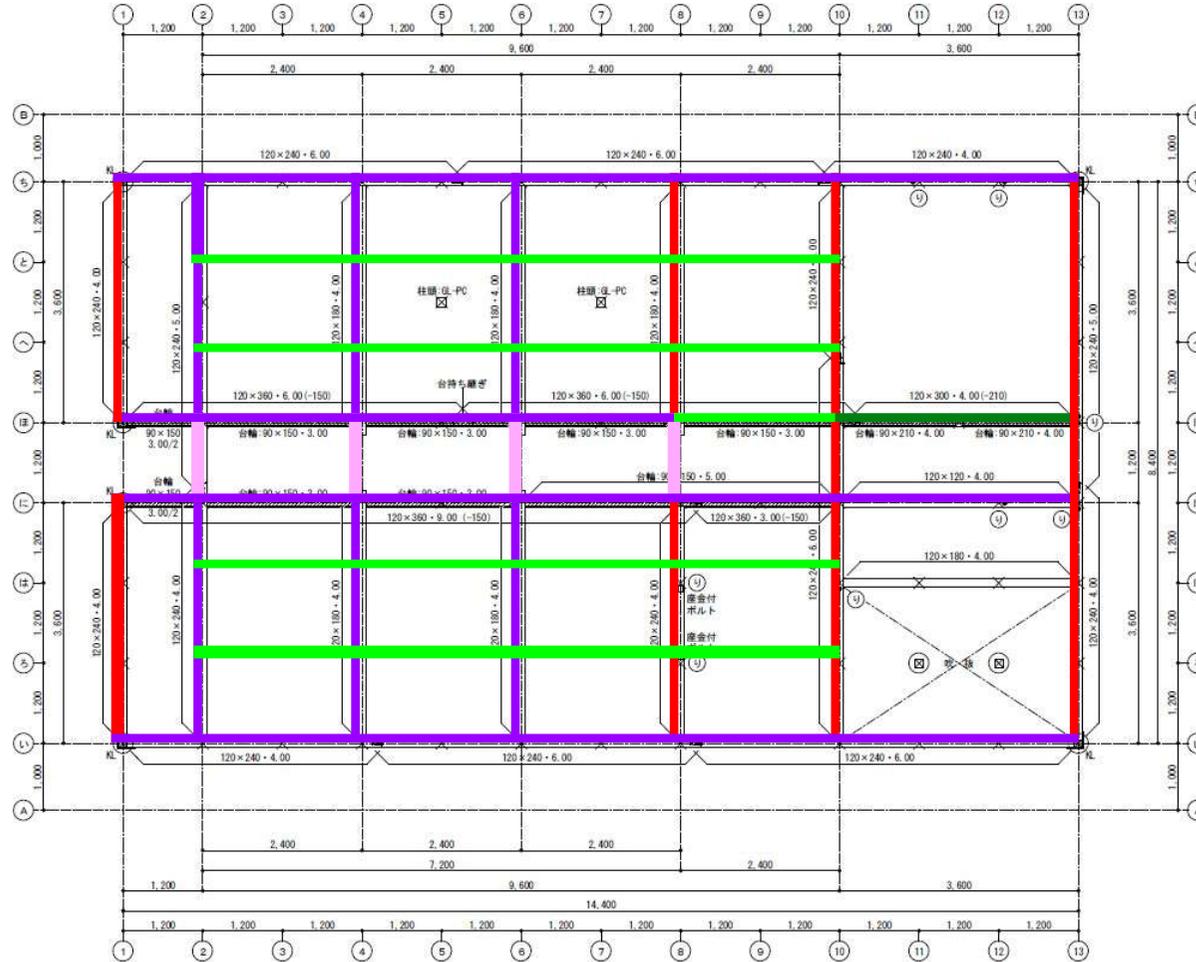


図 軸組工法等の梁伏せ図の例

I : 事業申請 : 見積書

令和2年4月1日

⑤ 見積書 (表紙と明細を合わせて提出する。)

見積書

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

物件名：全木連事務所 新築工事

納期：別途お打ち合わせ

見積有効期限：令和2年4月末

目視等級については乾燥処理の表示が必要となります。

株式会社 全木プレカット

埼玉県●●市●●-●

tel 048-●●●●-●●●●

金額 ￥ 3,800,000 (税抜)

- 【記入項目】
- ☆は必須
- ☆部位
- ☆樹種
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積
- ☆転換した部材 (手書きで可)

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m ³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
2	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
3	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
4	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
5	1階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
7	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
8	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	JAS構造材・転換
9	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
10	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	JAS構造材・転換
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	助成対象外
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

・ JASであること、JASの等級を明示してください。

■ 様式第2号 転換実証事業申請受付書

様式2号
令和 年 月 日

転換実証事業申請受付書

宣言事業 No.
会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名 印

御社より申請がありました転換実証事業申請書の受理がなされたことを通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

事業申請を受け付けたことを地域木材
団体から通知いたします。

採択の結果については、様式第3号で
連絡します。

■ 様式第3号 転換実証事業審査結果通知書

様式3号
令和 年 月 日

転換実証事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 印

(※採択の場合)
御社より提出された転換実証事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。
なお、転換実証事業の実施に当たっては、転換実証支援事業助成金交付規程に基づき実施願います。

(又は)

(※不採択の場合)
御社より提出された転換実証事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受付番号
実証事業 No.

以上

事業開始日

採択結果の通知になります。

この通知に記載された日より施工実証の事業
開始となります。

この日以降に発注された木材が助成の対象と
なります。

■ 写真撮影 (※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照ください。)

① 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真

検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影

② 施工写真

助成対象木材の写真を撮影

- ・ JAS構造材等の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影

JASマークのあるものは、JASマークがわかるようにアップのものも撮る

- ・ 施工状態がわかるように、内観の全体図がわかるような写真を、黒板無しで撮影

※転換の工夫点がわかるように撮影すること

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。

- ア) 工事名
- イ) 撮影日時
- ウ) 位置
- エ) 部材名称
JAS構造材は、その種類と部材名記載



写真 施工写真の例

■写真撮影(※)

③建て方完了後に建物の全景写真(2方向から) 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は 事前に作成する。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影 (i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種



写真 建物の全景写真の例

事務局(全木連)及び地方木材団体は、

一部の転換実証事業において、
現地で建て方完了後のJAS構造材等の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、確認可能な日の連絡、現場の調整等など、
ご協力をお願いします。

■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■ 提出物

(1) 転換実証

① 様式第6号 転換実証支援事業助成金交付申請書

別添 転換実証事業助成金交付申請書付属資料

別紙1 助成対象木材の明細及び交付申請額

様式第6号-2 転換実証のうち部材転換報告書

様式第6号(共同申請)

② 助成対象部材の実調達費がわかる資料

(請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書等)

③ 助成金算定表(エクセルデータ)

助成対象木材の使用量及び調達額がわかる資料

④ 工事記録写真

- a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
- b. 助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真
(JAS構造材の種類後、部材種ごとに1枚)
- c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)
- d. 施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真
について、(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種 を記載した黒板とともに撮影したもの

様式第6号 令和 年 月 日

転換実証事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名(共同申請の場合は代表会社)
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、転換実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件における(施工実証・設計実証)において、必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。
※括弧の中は該当するものに○を付けてください。

記

1. 申請者の概要(該当するメニューについて記載)

(1) 施工実証の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: Fax: E-mail:	
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり
4. 宣言事業者である場合は宣言事業者No. 宣言事業者No:	

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計実証の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: Fax: E-mail:	
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり
4. 宣言事業者である場合は宣言事業者No. 宣言事業者No:	

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

受付締切
令和4年11月30(必着)

- ⑤ 審査結果通知書の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料
(発注書、材料指示書等。発注請書では代用できません。)
- ⑥ 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)
- ⑦ 建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請又は建築工事届の写し
- ⑧ 合法伐採木材であることがわかる資料
- ⑨ 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>
- ⑩ その他事務局が助成金の査定に必要な資料

(2) 設計実証

- ① 上記(1)の①のうち様式第6号-2の代わりに、様式第6号-3 転換実証のうち設計転換報告書(設計)
その他は、上記(1)に準ずる。

3. 助成金の算定額

(1) 施工実証

① 施工実証算定額 (事業申請時) 単位: m² (小数点以下3位切り捨て) , 円

助成対象木材	使用材種	単価	材積×単価	単価による金額計①	①+②	
横架材		66,000				
羽柄材						
2×4 製材						
2の表の7のJAS構造材						
小計						
直交集成板 (CLT)		140,000				
助成対象木材	調達費の予定額					
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計	調達費の予定額の1/2②
構造用合板						
構造用パネル						
小計						

様式第1号の事業申請書から転記してください。

② 施工実証算定額 (交付申請時) 単位: m² (小数点以下3位切り捨て) , 円

助成対象木材	使用材種	単価	材積×単価	単価による金額計①	①+②	
横架材		66,000				
羽柄材						
2×4 製材						
2の表の7のJAS構造材						
小計						
直交集成板 (CLT)		140,000				
助成対象木材	調達費					
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計	調達費の1/2②
構造用合板						
構造用パネル						
小計						

調達費は、調達費算定表の「事業申請出力結果」シートの「調達費内訳」から転記する。

値引き額は、正の値 (マイナスをつけない数字) で入力する。

③ 調達費による算定額

助成対象木材の種類	調達費					調達費の合計額①	算定額①+②
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計		
横架材							
羽柄材							
2×4 製材							
2の表の7のJAS構造材							
直交集成板 (CLT)							
小計							
構造用合板						調達費の1/2②	
構造用パネル							
小計							

※注: 別紙、調達費算定表シートより転記してください。

(2) 設計実証算定額

① 事業申請時

全体面積 (A)	うち木造部の床面積 (B)	全体設計費 (C)	③助成額 (B/A×C×1/2)
m ²	m ²	円	円

② 交付申請時

全体面積 (A)	うち木造部の床面積 (B)	全体設計費 (C)	③助成額 (B/A×C×1/2)
m ²	m ²	円	円

注: 設計費には建築物全体の設計費 (意匠設計・構造設計) を入力する。

(3) 上限額

ア 施工実証	15,000,000 円/棟
イ 設計実証	m ² あたり単価 12,700 円×1/2

(4) 交付申請額

上記の表3 (1) ①②③の算定額のうち最も低い金額に、3 (2) ①②の低い金額を加え、1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし、(1) (2)の項目において上限額を超える場合は上限額を用いて計算の上、記入する。

円
(千円未満切り捨て)

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください。

様式第1号別紙1の申請時データを転記し、それと同じ要領で算定した実績データを記入

表3の(1)、(2)、(3)を比較して最も低い金額を千円未満切り捨てて記載する。ただし、上限額を上回る場合は該当する上限額を記載する。

※合法伐採木材の証明書の記載例

令和〇年〇〇月〇〇日

合法伐採証明

都市木造建築株式会社
東京都千代田区永田町2-4-3
代表取締役社長 杉山 林太郎

登録番号

(申請した物件名) で使用した下記木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法性を確認した木材です。

記

(※記の下に当該物件で使用した木材の明細表を添付する。)

事業申請者
名義で作成
してください。

クリーンウッド法の登録木材関連事業であれば登録番号、森林認証の認定取得事業者であれば認証番号、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者は認定番号を記載する。該当なしの場合無記入

合法伐採木材の証明は、
全ての申請者が提出する
必要があります。

様式第6号 (共同申請)

共同申請者 連携① 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印	共同申請者 連携② 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印
共同申請者 連携③ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印	共同申請者 連携④ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印
共同申請者 連携⑤ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印	共同申請者 連携⑥ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名	印

3棟以上申請する場合で、安定供給協定による場合は、共同申請の書類も提出してください。

令和 年 月 日

様式第7号

転換実証事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 印

御社より申請がありました転換実証事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

実証事業 No.	
建築物名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

令和 年 月 日

様式第9号

転換実証事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

建築用木材の転換実証支援事業助成金交付規定に基づき、下記転換実証事業の助成金を請求します。

実証事業 No.	
建築物名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、(一社)全国木材組合連合会に送付してください。

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な書類は公募要領やチェックリストで確認し、すべて揃えて提出いただくようお願いします。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等は**しないで**ください。
- 提出する図面は、A3サイズにより提出してください。
- 見積書は、助成対象木材に他と区別できるように着色してください。
- 交付申請書は11月30日（水）必着です。余裕を持った申請をお願いします。なお、申請期限を過ぎた場合は、助成金の支払が出来ませんのでご留意願います。

必ず公募要領をお読みください
詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



一般社団法人全国木材組合連合会
転換実証支援事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00~17:30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai